

小牧市生産緑地地区の指定に関する基準

〔 令和元年 6 月 2 4 日 〕
〔 3 1 小都第 1 1 4 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この基準は、市街化区域（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 1 項の規定による市街化区域をいう）内において緑地機能及び多目的保留地機能（公園、緑地等の公共施設等の敷地の用に供する土地として適している機能をいう。）の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区の指定の要件を定めるものとする。

（指定の要件）

第 2 条 生産緑地地区に指定することができる農地等は、法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに小牧市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（平成 3 1 年小牧市条例第 1 0 号）第 2 条に定める条件に該当するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小牧市立地適正化計画（平成 2 9 年 3 月策定）における高次都市サービス誘導区域外の農地等
- (2) 公園緑地その他の公共空地として都市計画法第 2 0 条第 1 項に規定する都市計画の決定の告示がされた区域内の農地等
- (3) 都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の中で、公園、緑地、緑地保全地区等として図上に位置付けられた、又は位置付けされることが確実な区域内の農地等
- (4) 既存の生産緑地地区に隣接し、新たに指定することにより生産緑地地区の一体化又は集団化が図られると判断される農地等
- (5) 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する土地区画整理事業の予定区域内において、新たに指定することにより将来生産緑地地区の一体化又は集団化が図られることが確実な農地等

附 則

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

生産緑地地区の指定基準見直しの概要

| 現行（県基準準用） | 見直し案 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園、緑地その他の公共空地として都市計画決定がされた区域の農地 ➤ 緑のマスタープランの中で、公園、緑地、緑地保全地区等として図上に位置づけられた、又は位置づけられることが確実な区域内的の農地 ➤ 土地区画整理事業の予定区域内において、新たに指定することにより将来生産緑地地区の一体化又は集団化が図られることが確実な農地 | <p>従来のまま（変更なし）</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>3面以上生産緑地地区に隣接し、かつ接道していない農地（市方針）</u> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 小牧市立地適正化計画における高次都市サービス誘導区域（次ページ参照）以外の農地等 ◇ 既存の生産緑地地区に隣接する農地等 |

すなわち、面積要件などの生産緑地法の基準を満たした上で、

- ① 公園や緑地等の整備予定地や土地区画整理事業施行予定地にあたる農地については従来通り指定可
- ② 既存の生産緑地地区に隣接する農地は指定可（指定要件の緩和）
- ③ 高次都市サービス誘導区域（次ページ参照）以外の農地は指定可（指定要件の緩和）

⇒ただし、誘導区域内であっても上記①②のどちらかに該当する場合は指定可

